

平成 28 年 2 月 25 日

介護保険サービス事業所の管理者 }  
高齡者福祉施設の管理者 } 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局  
長寿介護課長  
(公 印 省 略)

### 介護サービス施設等における高齡者虐待防止に向けた取組の強化について

日頃から県政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについては、従来より高齡者虐待防止、高齡者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「法」という。）に基づき、高齡者虐待の防止に取り組んでいただいていることと存じます。

しかしながら、本年 2 月 15 日、有料老人ホームに入居する高齡者に対する殺人容疑で当該老人ホームの元職員が逮捕されるなど、養介護施設従事者等による深刻な高齡者虐待等の事案が複数報道されていますが、利用者が安心して過ごせる環境を提供すべき養介護施設や養介護事業でそのような事案の発生は、決してあってはならないことであり、極めて遺憾な事態であります。

県では、既に平成 27 年 11 月 24 日付け長第 717 号で介護サービス施設等における高齡者虐待防止の徹底について発出しているところですが、虐待防止に向けた取り組みを一層強化することとしていますので、介護サービス事業者におかれましても、類似の高齡者虐待事案が再発することがないように、研修等による介護従事者の資質向上、労働環境の改善、サービス提供体制の充実・強化等に努め、虐待防止の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、当該通知及び参考資料等については、県ホームページに掲載いたしますので申し添えます。

#### 【愛媛県 HP】

（介護サービス施設等における高齡者虐待防止に向けた取組の強化について）

（介護サービス施設等における高齡者虐待の防止の徹底について 平成 27 年 11 月 24 日付け長第 717 号）

<http://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/gyakutai/24gyakutai.html>

（検索方法）

「ホーム」 > 「健康・医療・福祉」 > 「高齡者福祉」 > 「虐待防止」 > 「高齡者虐待の状況について」